

令和 7 年 6 月 定例教育委員会 会議録

◇開 会 令和 7 年 6 月 1 9 日 (木) 午前 9 時 0 0 分
 ◇閉 会 令和 7 年 6 月 1 9 日 (木) 午前 9 時 3 4 分
 ◇会 場 3 F 「教育委員会会議室」
 ◇出席者 教育委員会

・教育長	片 山 則 昭
・教育長職務代理者	吉 竹 主 税
・教育委員	中 川 卯 衣
・教育委員	湊 上 智 帆
・教育部長	山 本 浩 史
・学校教育課長	小 森 真 一
・教育総務課長	足 立 安 司
・社会教育・文化財課長	吉 住 健 吾
・恐竜課長	松 枝 満
・こども育成課長	西 山 健 吾
・教育総務課副課長兼企画総務係長	足 立 真 澄
まちづくり部	
・まちづくり部長	谷 水 仁
・文化・スポーツ課長	堂 本 祥 子
・人権啓発センター所長	早 形 繁
・市民活動課長	山 崎 和 也

(片山教育長)

ただいまから 6 月の定例教育委員会を開催いたします。会の進行上、発言の際には必ず氏名を名乗ってから発言していただきますようお願いいたします。

日程第 1

前回会議録の承認

(片山教育長)

日程第 1 前回会議録の承認についてですが、5 月 2 9 日の定例教育委員会会議録の承認は、上羽委員と湊上委員をお願いいたしました。

日程第 2

会議録署名委員の指名

(片山教育長)

日程第 2 会議録署名委員の指名についてですが、本日の会議録の署名は、吉竹教育長職務代理者と中川委員をお願いいたします。

日程第 3

教育長報告

(片山教育長)

日程第 3、教育長報告に入ります。

5 月 2 9 日、定例教育委員会、令和 7 年度第 1 回丹波市「トライやる・ウィーク」推進協議会。3 0 日、令和 7 年度第 3 回小・中学校長会。関西大学文学部教授、院生来庁。6 月 1 日、議会本会議。2 日、学校訪問。5 日、政策会議と第 4 回丹波市生涯学習推進本部会議。6 日、学校訪問と教育部管理職会議。7 日土曜日、植野記念美術館で「こわくて、たのしいスイスの絵本展」開幕記念イベントに参加してきました。

1 0 日、学校訪問。1 1 日から 1 3 日まで議会本会議。1 6 日、学校訪問と令和 7 年度第 1 回教科用図書丹波採択地区協議会。1 7 日、議会本会議。1 8 日、学校訪問。1 9 日、定例教育委員会。2 0 日、総務文教常任委員会。2 3 日、学校訪問と令和 7 年度第 1 回丹波市中高連携協議会、2 4 日、予算決算常任委員会。2 5 日、2 6 日、常任委員会の予備日。2 7

日、学校訪問。３０日、議会本会議。

以上でございます。ただいまの教育長報告について何か質問ございませんか。なければ教育長報告を終わります。

日程第４

議事

議案第３０号 丹波市立学校における学校運営協議会委員の任命について

(片山教育長)

議案第３０号 丹波市立学校における学校運営協議会委員の任命について、事務局より説明をお願いします。

(小森学校教育課長)

議案第３０号 丹波市立学校における学校運営協議会委員の任命についてご説明いたします。丹波市立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則第４条第１項の規定により、和田小学校から組織改編にともなう学校運営協議会委員の変更の申し出がありました。学校運営協議会の推進にあたり適切だと判断いたしましたので、ご審議いただき任命いただければと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

(片山教育長)

委員から何かご質問、ご意見ございませんか。

なければ採決いたします。議案第３０号 丹波市立学校における学校運営協議会委員の任命について、を採決いたします。同意される委員の挙手を求めます。

(賛成者 全員)

(片山教育長)

挙手全員です。よって、議案第３０号 丹波市立学校における学校運営協議会委員の任命について、を承認いたします。

議案第３１号 丹波市教育委員会後援名義の使用承認について

(片山教育長)

続きまして、議案第３１号 丹波市教育委員会後援名義の使用承認について、事務局より説明をお願いいたします。

(足立教育総務課長)

議案第３１号 丹波市教育委員会後援名義の使用承認について、ご提案を申し上げます。今回の審議案件は２件でございます。

１件目は、非営利型一般社団法人日本パーソナルコミュニケーション協会が主催されます子どもを伸ばす親になれる講座です。実施日は令和７年７月１４日と１７日。実施場所は柏原住民センターです。６ページは事業内容及び団体概要。７ページから８ページはチラシの案。９ページから１１ページは定款。１２ページから１４ページは会則。１５ページは役員・運営委員名簿。１６ページから１７ページは後援実績です。

２件目は、轟ラベンダー委員会、ラベンダーパーク多可、多可町地域商社「RAKU」、山口ラベンダー友の会が主催されます謎解きチャレンジ２０２５inラベンダーパーク多可です。実施日は令和７年８月９日から９月２１日。実施場所はラベンダーパーク多可です。１９ページから２５ページは事業計画書。２６ページは収支予算書。２７ページは轟ラベンダー委員会の概要。２８ページは轟ラベンダー委員会の活動履歴。２９ページは轟ラベンダー委員会名簿です。

いずれの事業も丹波市教育委員会後援等名義使用許可に関する要綱第３

条の許可条件に適合しており、かつ要綱第4条の許可の制限に該当していないことから、許可決定が妥当と判断しております。

以上で、丹波市教育委員会後援名義の使用承認についての提案説明とさせていただきます。

(片山教育長)

委員から何か意見や質問はございませんか。

ないようでしたら採決いたします。議案第31号 丹波市教育委員会後援名義の使用承認について、を採決いたします。同意される委員の挙手を求めます。

(賛成者 全員)

(片山教育長)

挙手全員でございます。よって、議案第31号 丹波市教育委員会後援名義の使用承認について、を承認いたします。

日程第5

報告事項

(片山教育長)

日程第5 報告事項に入ります。

(1) 寄附採納報告についてお願いいたします。

(足立教育総務課長)

今回の報告は1件でございます。

資料30ページをご覧ください。有限会社ウッドワーク丹波様より学習机用天板100枚を寄附申出があり、これをありがたく採用することといたしましたので報告をさせていただきます。引き渡しをいただいた後に、各小学校に配布をする予定にしております。

以上で寄附採納の報告とさせていただきます。

(片山教育長)

ただいまの報告につきまして、何か質問はありませんか。

ないようでしたら寄附採納報告を終わります。

続きまして、(2) 行事共済・後援等報告をお願いいたします。

(足立教育総務課長)

行事共催・後援等の報告につきましては、資料の31ページに掲載しておりますとおり、第44回「全国中学生人権作文コンテスト」兵庫県大会丹波地域(丹波市・丹波篠山市)予選をはじめ全部で10件でございます。

今回の報告につきましては、全てが後援の依頼でございます。それぞれ丹波市教育委員会後援等名義使用許可に関する要綱に基づき、許可条件に適合し、公的または恒例の行事であるため専決処分により許可をしたものでございます。以上、報告とさせていただきます。

(片山教育長)

ただいまの報告につきまして何か質問はございませんか。

質問がないようでしたら、行事共催・後援等報告を終わります。

続きまして、(3) 春日地域市立小学校統合検討委員会の設置に係る取組状況についてお願いします。

(足立教育総務課長)

春日地域市立小学校統合検討委員会の設置に係る取組状況について報告を申し上げます。資料は32ページです。

昨年度から船城地区で船城小学校のあり方について協議をされておりましたが、3月27日に船城地区自治会長会から丹波市立船城小学校の在り方に関する要望書の提出があり、それを受理しました。要望の内容につきましては、1学年1学級以上の学級編制とすること、統合も視野に入れた

春日地域での検討委員会仮称を設置することをございまして、船城小学校児童数の減少の推移から見て、喫緊の課題であり、早急な対応をお願いするというようなものでございます。

船城地区自治会長会からの要望ではありますが、統合協議につきましては、第二次適正規模・適正配置方針で示しています通り、その学校のある地域で統合協議を行うこととしており、方針に基づき、春日地域で統合検討委員会設置に向け、関係者と協議を行っております。

4月18日に、自治会長会の春日地域代表、4月24日及び5月9日に、春日地域それぞれ5校区の代表自治会長と、5月13日には、春日地域の各小中学校長、認定こども園園長と協議を行っております。

6月3日には、春日地域の小学校と認定こども園の保護者代表の方に統合検討委員会の設置についての説明と、あわせて、委員の選出について依頼をしたところでございます。

今後につきましては、7月末をめどに第1回春日地域市立小学校統合検討委員会を開催し、統合協議を行うこととしております。

以上春日地域市立小学校の検討委員会設置に係る取り組み状況についての報告とさせていただきます。

(片山教育長)

ただいまの報告につきまして何か質問はございませんか。

質問がなければ春日地域市立小学校統合検討委員会の設置に係る取り組み状況について、終わります。

続きまして、(4) 令和6年度学校給食費滞納整理状況についてお願いいたします。

(足立教育総務課長)

それでは令和6年度の学校給食の滞納整理状況について説明をさせていただきます。

学校給食費の滞納整理状況についての報告は、決算額が確定した直近の定例教育委員会に報告をさせていただくこととしております。

資料33ページをご覧ください。

上段になりますが、令和6年度の収納状況でございます。令和6年度のうち現年分となる令和6年度分につきましては、2億3,975万8,297円のうち、未納額が201万5,007円で、収納率は99.2%でございます。

次に前年度となります。令和5年度までの未納額となります。滞納繰越分でございますが、1,018万8,867円のうち、未納額が、615万4,817円で、収納率は39.6%でございます。

その下の表は過去5年間の収納率でございますが、現年分と滞納繰越分の5年間の収納率を記載しております。現年分、滞納繰越分とも令和5年度の収納率と比べて、令和6年度の収納率は向上をしております。

上昇したのは電話での催促でありますとか、昼間夜間の個別訪問を強化した結果であると考えております。

次に、法的措置状況について説明をさせていただきます。

給食費の納付につきましては、各ご家庭それぞれに事情があることから、納付相談や各種制度の案内などをしながら就学に必要な環境を整えていただくための支援を行っておりますが、保護者の負担の公平公正を維持し、また適切に債権管理をするためには、このような法的措置という手続きが必要ということで行っております。

法的措置の処理につきましては、支払いとか申し立てを経まして強制執行または訴訟の提起というような内容がございます。

それでは先に34ページから説明をさせていただきます。

関係法令を根拠とする市の定義に基づく学校給食費の収納と滞納整理の標準的な流れを示しております。

簡単に説明をさせていただきますと、最初にある喫食した給食費は翌月の27日に、保護者様の口座振替により納付いただくことになっております。

1回目の口座振替で引き落としができない場合は、その翌月の15日に再振替を行いますが、再振替で引き落としができない方については、納付書を送付し督促をしております。

この督促については、再振替ができなかった方にその都度行っておるものでございます。

そしてその督促に反応されない方については、4月から3月までにまずその督促に反応されなかった方全員を対象に、翌年度の6月ごろに催告、9月ごろに再催告、12月ごろに最終催告及び来庁依頼を行っております。

その最終催告につきましては、訴訟手続き移行予告通知も兼ねて最終催告をしているところでございます。

そのような手続きを重ねそれでも応じていただけない場合や、応じたものの分納等が一定期間不履行となっている方につきましては、法的措置対象者として決定をさせていただいております。

その場合は、裁判所への支払督促の申立てを行いまして、裁判所から支払督促が発付されるような流れとなっております。

この支払督促に反して、債務を支払われない方につきましては、次の35ページになりますが、裁判所に仮執行宣言の申立てを行い、仮執行宣言が発付され強制執行の手続きに入っていくことになります。

なお、先ほどの支払督促に対しての異議申立て、或いは仮執行宣言に対しての異議申立てをされた場合は、支払督促や仮執行宣言が失効することになりますが、35ページの右側になりますが、その場合は訴訟の方に移行することとなります。

この異議申立ては、支払督促や仮執行宣言に異議がある場合となりますが、例えば分納で納めたいという場合とか、全額納めるという場合についても、裁判所に手続きされた場合は、支払うという異議申し立てという場合もございます。

ただし、全額納めるという異議申立ての場合で納められたことが確認できれば、訴訟に移行しておりますが、こちらから訴訟を取り下げることになります。

なお訴訟につきましては市の専決事項でございまして、そのあと議会に諸般の報告をする必要があります。

滞納整理につきましては正しい手続きを踏みながら進めているというところでございます。

それでは33ページに戻っていただいて、下段の法的措置の状況に移ります。

ここでは、支払督促に係る滞納の総額と執行の内容を記載しております。

3月17日に、6名の方について市から法的措置決定通知書を送付しております。その6名の方について反応がなかったために、4月に支払督促を裁判所に行っております。

6名のうち裁判所から支払督促が本人に送達できたのは、現時点では4名です。平日に不在などの理由によって、不在票を入れていただいているのですが、その不在票の元にその支払督促をお受け取りに来られていない方が2名ありました。

現在はその2名については、平日の郵送としておりましたので、土日の送達を現在、裁判所の方に依頼をしているところでございます。

支払督促が送達できた4名についてでございますが、1名につきましては、下から2つ目の行になりますけれども、6月に異議申立てがありまして、その異議申立てにより支払督促は現在失効しております。

次に一番下の行になりますが、異議申立てにより支払督促が失効したために、訴訟に移行をしているという状況でございます。

先ほど滞納整理の中で説明させていただきましたが、今回、訴訟に移行していますので専決処分を1人、今後の議会において諸般の報告を行うこととなります。

訂正をお願いします。対象者を5名と書いておりますが、ここは1名に修正をお願いしたいと思います。一番下の欄でございます。

その上の欄に戻りますけれども、今回の異議申立ては、支払い意思のある、支払いますよという異議申立てでありましたのであります。

すでに6月10日に支払いをされており、その支払いが確実にできているかというのをこちらで確認しているところでございます。従いまして、現在訴訟に移行はしているのですが、支払いの確認ができましたら、今後その訴訟を取り下げるという状況でございます。

先ほど説明しました4名のうち、残りの3名については、支払督促について反応が特にありませんでしたので、仮執行宣言をしました。その後も、現在も反応がないために、今後、強制執行をするための準備を進めているという状況でございます。

なお、昨年度になりますが、令和6年度中の強制執行の実績はないということでございます。

今後も保護者の方ともしっかり調整しながら、適切に債権管理をしていきたいと考えております。

以上で令和6年度学校給食費滞納整理状況についての報告とさせていただきます。

(片山教育長)

ただいまの報告につきまして何か質問はございませんか。

質問がなければ令和6年度学校給食費滞納整理状況について、を終わります。

続きまして、(4) 令和6年度学校給食費滞納整理状況についてお願いいたします。

日程第6

その他

(片山教育長)

日程第6 その他に入ります。

その他、各課から連絡事項はありませんか。

(小森学校教育課長)

令和2年度に導入しました児童生徒1人1台タブレット端末の更新についてお知らせします。

小中学校の児童生徒が使用しているタブレット端末につきまして、夏休み期間中にすべて更新します。導入する端末なのですが、Chrombookと言いまして、Windowsのパソコン、iPad、iOSのパソコンとは違うChrombookのパソコンというのがあります。あまり店頭では見かけないのですが、教育現場では最近は入っております。これを予備機も含めて5,127台購入します。1台当たりの価格は、税込5万5,000円です。総額では約2億8,000万円となります。

導入する端末ですが、破損対策として、今回は持ち運び中に落として、部品が割れたとか、キーボードが外れたというのが多かったのですが、こういうカバー、持ち運びケースをつけています。プラスチックなのでこのケー

スが割れることがあってもタブレットは割れないということです。

それから、画面タッチをするのですが、この向きに落とした時でもできるだけ割れないように、ここにフィルムもあります。

あと、キーボードが前と構造と違うのでちょっと外れにくくなっているということです。それから持ち運びができるように、首からかけられるようにというベルトをつけるという形で配りたいと思っております。

(片山教育長)

何か質問はございませんか。

質問がなければ、他に連絡事項はありませんか。

(松枝恐竜課長)

たんば恐竜博物館のリニューアルオープンが7月12日になってございます。そちらのチラシが、まだ刷り上がってはいないのですが、今回、コピーを配布させていただきます。

施設の概要を裏面にあげさせていただいておりますので、またご覧いただければと思います。

本日、委員さんのお手元には、12日のご案内をさせていただいております。午前10時から式典を開催したいと思っておりますので、ご都合のつく限りご臨席賜ればと思っておりますので、どうぞよろしくお願いします。なお、式典については、外でテントを張っての式典を現在検討しております。暑い盛りでございますので、ノーネクタイで開催をしたいと思っておりますので、その辺についてもご理解をいただきたいと思っております。

また、式典終了後には、館内を教育普及専門員の解説つきでご覧いただけるように準備をしておりますので、こちらについても、お時間の許す限りご覧いただければと思っております。どうぞよろしくお願いします。

(片山教育長)

何か質問はございませんか。

質問がなければ、他に連絡事項はありませんか。

(堂本文化・スポーツ課長)

お手元に野球のトーナメント表と緑のチラシ、ラジオ体操の2枚を、お配りさせていただいております。

まず野球ですけれども、第29回目となります全国高等学校女子硬式野球選手権大会、今年度も7月19日の土曜日から、丹波市と淡路市で準決勝まで、この2会場で行われます。決勝戦は8月2日に、阪神甲子園球場ということになっております。

参加チーム数が、昨年度よりもさらに5チーム増えまして、67になっております。地元開催になっておりますのでぜひ教育委員の皆様にもご参加、ご観戦いただければなと思っておりますのでご案内をさせていただきます。

(片山教育長)

委員から何か質問はございませんか。

ないようでしたら、ほかの課からございますか。

よろしいですか。それでは、その他を終わります。

日程第7

次回定例教育委員会の開催日程

(片山教育長)

日程第7 次回定例教育委員会の開催日程について、事務局からお願いいたします。

(足立教育総務課長)

回りの定例教育委員会は、7月24日、木曜日、午前9時からの開催で

お諮りします。会場につきましては、山南庁舎教育委員会室です。事務局からは以上です。

(片山教育長)

7月24日、木曜日、各委員さんのご都合はいかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、7月の定例教育委員会の日程は7月24日、木曜日の午前9時から、山南庁舎教育委員会室で開催いたします。

以上をもちまして全日程が終了いたしましたので、本日の定例教育委員会は閉会します。ご苦労さまでございました。